

## 法科大学院の目標は 国際社会で活躍する 成熟した法律家養成

竹下守夫 氏

駿河台大学長 / 一橋大学名誉教授

司法制度改革審議会の会長代理として戦後最大の司法改革を推進された竹下守夫氏は、また駿河台大学長というお立場で、これからの法学教育の改革に意欲を燃やしている。竹下守夫学長に法科大学院の可能性と新時代の法律家像についてうかがった。

聞き手 株式会社 東京リーガルマインド代表取締役 反町勝夫



### 社会と大学のズレが問題

**反町** 法科大学院の制度について話し合われた司法制度改革審議会では、過密スケジュールの中、会長代理として本当にお疲れ様でした。あれだけの大改正の報告書を、わずか2年という短い期間でまとめられたのは、法律の世界では画期的なことですね。

**竹下** 今回の審議会では、扱ったテーマの幅が人の養成から始まって司法一般にわたる非常に広いものでしたから、正直申し上げまして大変でした。2年という存続期限がなければ、実際、何年かかったか分かりませんでした。

**反町** 本日はその審議会でも大きなテーマとなったこれからの法曹養成制度のあり方についてうかがいます。まず、現状の大学における法学教育の問題点をどのように捉えていらっしゃいますか。

**竹下** 一言で言うと、法学教育に対する社会の要請が、戦前から戦後20～30年までと現在とでは、量的にも質的にも大きく変化しています。にもかかわらず、大学制度がその変化に対応できていない、これが問題の根元です。

もう少し詳しく申しますと、かつては大学進学率も6～7%と低く、法学教育の中身も限定的でした。学部教育では、近代国家と近代市民社会の法原則とそれに基づいた制度といったことを教える一方、社会も行政優先で法律家に対する要求も、かなり控えめでした。そのような時代の法学部の教育は、社会が期待する専門家や法曹、上級公務員、企業エリート等を養成する役割を十分果たしていたのです。

ところが社会の状況がいろいろな部分で変わってきました。まず、大学教育の大衆化です。大学進学率が4割を超

え、法学部の入学定員も、今ではおそらく4万5,000人強でしょう。また、求められる法学教育の内容も変わってきました。その一つは量的な拡大。社会が複雑化するとともに、法令が多様化し、解釈も難しくなって高度化してきました。もう一つは質的な変化です。かつては教える側が法の基本原則や自分の考えの解釈を講義していれば足りたのですが、現在では判例が重視され、さらに裁判所で扱われない法律問題の解釈も取り込まなくては事足りなくなってきました。

**反町** 現在の法学部の教育が、戦後急速に発展した社会の法的ニーズと現実の大学で教えている法学教育との間の大きなギャップに苦悩しているということですね。

**竹下** その通りです。今の法学部の教育では、法律専門家養成のほんの基礎的な部分しか担えない。それにもかかわ

らず、社会は大学に法律専門家養成を期待しています。

**反町** 大学院に進学した後の教育の現状はどうなのでしょう。

**竹下** 大学院教育でも同じことが言えます。伝統的には研究者養成、つまり学問の担い手を養成するのが大学院の役割でした。大学院設置基準の改正により、確かに平成になってからは高度な専門性を要する職業人の養成も、大学院教育の目的となりました。しかし、制度としては不徹底で、それで、施設や教員組織を新しく考え直したかという、全くそのようなことはなく、それぞれの大学で、今まで通りの人的物的資源をもとに対応しなさいというだけでした。

したがって、現在のような国際化時代に対応でき、質的にも高度で、量的にも十分な法律家を、学部教育でも大学院教育でも養成できないというのが現状です。

## 学部と大学院の役割分担

**反町** 現在の大学教育が実務家養成に役立たないというのは、何も法学部の世界だけの問題ではありません。

**竹下** 確かに、こうした状況というのは何も法学教育に限ったことではありません。学部教育で専門家養成ニーズに応えられないというのは、自然科学、とりわけ工学部で、かなり前から指摘されていたことです。「修士を出るのが当然で、それすら出ていないようでは使い物にならない」、そんな言われ方をされてきたのですが、それが社会科学の分野にも広がってきたということでしょう。そういう意味で、日本の大学教育は、学部教育では専門教育の基礎的な部分と教養教育に重点を置き、一方の大学院では、実社会で本当に役に立つ職業人を養成する、というように役割をはっきりさせる必要が

あるのです。

したがって法科大学院というのは、そうした大きな教育制度全体の改革の中で、新しい専門職大学院の“尖兵”たる役割として位置付けられるわけです。

**反町** 大学院の目的が専門職養成に転換したとき、現在の大学教育の中身は、具体的にどのように変わるのでしょうか。

**竹下** まず学部教育で「幅の広いもの見方」、「具体的な問題を発見してそれを解決する能力」、「現在あるものを批判的に考察する判断力」というようなものを教養教育として施します。出身学部により、バックグラウンドに違いが生じるでしょう。法科大学院では経済学部の人、工学部の人、さらに場合によっては、いったん社会に出て社会経験を積んだ人など、さまざまなバックグラウンドを持った人たちを受け入れて、専門職を養成します。

専門職というと、昔から三大プロフェッションといって、法律家、宗教家、医師が挙げられます。その3つに共通するのは、「専門的な学識と技能」、「社会全体の利益に奉仕するという姿勢」、「高い職業倫理が求められるということ」です。突き詰めると、法科大学院でも、結局はそれを教えることになると思います。

## 実務家は八宗兼学たれ

**反町** 法科大学院の履修期間は3年です。その短い期間の中で、社会の要請に応え得るカリキュラムを組むのは非常に難しいことではないでしょうか。

**竹下** おっしゃる通りです。どこの大学でも、今、来年4月の開校に向けて、それぞれ苦勞してカリキュラムをつくっているわけですが、基本的な部分として共通しているのは、まず少人数教育で行うということです。

さらに理論と実務の架橋というのが法科大学院教育の理念だと言われますが、そのアプローチとしては、具体的な問題から出発して、それに適用される法は何なのかという順番で考える。しかも既存の法では不十分ということであれば、どのような解釈をすればいいのか、解釈で対応できなければ、新しいルールをつくり出す創造的な力を養うようなことをやっていかなければなりません。

**反町** 駿河台大学の法科大学院では、どのようなことをお考えですか。

**竹下** 今考えているのは、1クラス20人程度の徹底したクラス制です。民法もこの20人、刑法もこの20人という具合にクラスを固定し、学生間、教師間の連携を高めて教育していくかたちです。

**反町** そのくらいの規模のクラスですと、コミュニケーションも活発になって、落ちこぼれもなく、うまく全体が均質化してレベルアップすることができますね。

**竹下** いつも固定した一組のメンバーですから、何でも議論できるようになります。従来のゼミでは、そのときだけの集まりなので、なかなかそこまでの関係にはなれません。

それともう一つ、これは私の持論でもあるのですが、基本科目については、しっかりと問題解決能力を身に付ける一方で、その他の先端科目や展開科目については、なるべく広く、基本だけでもよいから学ぶことが実務教育には大切だと考えています。

実は私がかつて司法修習生だったときに、松田二郎先生という、その後最高裁の裁判官になられた商法の大家の先生がいらっやまして、「学者というのは深い知識を持っているけれども、専門分野が限定されている。それに対して実務家は“八宗兼学”でなければいけない」ということをお話されました。

**反町** それは松田先生らしい、含蓄の

ある示唆に富んだご指摘ですね。

**竹下** ご説明を聞きましたら、八宗兼学というのは、平安時代の言葉だそうです。仏教には奈良時代から盛んだった6つの宗派があって、平安時代に新たに天台宗と真言宗が加わった。それで8つの宗派、すなわち八宗になったわけです。実務家というものは、この8つの宗派すべてに通じているような、幅広い知識が必要だという意味なのです。

## 国際貢献は日本に有意義

**反町** ところで、先生は今年5月、国際化検討会の資料で、カンボジアの法整備支援について書かれていますが、これはどのような活動だったのですか。

**竹下** 一つには、日本の司法も国際的に貢献しなければならないという問題意識によるものであり、今一つには、政府開発援助(DDA)のものづくりから法制度、その担い手の整備、養成へと質を高めて行うべきではないかという考えによるものです。しかし、実際にやってみると、参加した自分たちの方にも学ぶべきことが非常に多かったわけです。と申しますのは、日本国内でも、現在、第3の立法期と言われるほど、次々にどんどん新しい法律がつくられています。つまり、それだけ立法への社会的な要求が多いわけです。しかし、そうはいっても一つの民事訴訟法典を丸々自分たちが起草して作成するというような機会は、めったにありません。

**反町** それはもう国づくりと同じ作業ですから、今の日本には、めったにないですね。

**竹下** ところがカンボジアの法整備支援作業では、自分たちでゼロから相手国のための法律をつくらうということで、日本などの法律を参考にしながらの作業になるわけです。そうすると、そもそも日本

の法律はこれでよかったのかという批判的な視点も必要になりますし、カンボジアの社会はどうなっているのか分からないと法律をつくれません。そのようなことを考えながら一つの法典をつくり上げるといのは、これは国内、国外を問わず、新しい制度づくり、あるいは法的なルールづくりにつながってきますから、社会的な貢献であると同時に、自分たちにとっても非常に有意義な経験でした。

**反町** 実際にカンボジアに行って作業なさった方はどのような方だったのでしょうか。

**竹下** メンバーのほとんどは大学教授です。全部で12名ですが、裁判官が1名、法務省の方が2名で、あとは全員大学の研究者でした。

**反町** そのときに担当された法律は。

**竹下** 日本の担当は民法と民事訴訟法でした。国によって役割が分かれていたのです。カンボジアがイニシアティブを取って、それぞれの国に割り振って依頼したりもしたようです。

**反町** そうすると法典に矛盾のある国同士もあるわけですから、これは難しい作業ですね。

**竹下** 例えばフランスとか日本というのは、ヨーロッパ大陸法系の国ですから、英米法系の国の法律や考え方とは合わないわけです。それを調整するのが一苦労です。今でも国際協力事業団の弁護士の方が、現地に常駐して、他の国や国際機関と連絡を取りながら、調整作業が続けられています。

## 今後は法文化の輸出を

**反町** 民法や民事訴訟法の成文法をつくる作業は、現在どの辺りまで進んでいるのでしょうか。

**竹下** 今、私どもが法案をつくって、閣僚評議会で法案の審査をしているとい

う段階です。それが通りますと、国会に提出されることになります。

**反町** なるほど。あの頃は、今のようにデータも情報化手段もなく、ヨーロッパのものを学んで日本に法案を導入する。今でさえ大変なのですから、あの頃の苦労は尋常ではなかったでしょう。

**竹下** ただ、今のカンボジアに比べてかつての日本が幸いだったのは、優秀な人材がいたということです。確かに今という法律家ではないのですが、明治維新のときに国づくりをやった人材がいた。ところがカンボジアの場合は、革命でインテリは殺害されたか海外に出ていってしまったので、人材が国内に残っていません。

**反町** これまでも日本はベトナムなど、アジア諸国の法整備に協力してきました。こうした活動は、物の輸出とはまた違った意味で、国際貢献として重要なことですね。アジアの国々にとっては、日本がリーダーシップを取るのが、一番落ち着くのではないのでしょうか。東西の文化・宗教も、また近代化の苦しみも分かり合えますからね。

**竹下** 1年に3回か4回づつ現地でワークショップを行いながら、4年間やりましたが、非常に緊密な信頼関係が成立しました。それは単に私たちだけというのではなく、カンボジアにとって日本は最大の援助国ですから、やはり日本に対する信頼が非常に大きいことがよく分かります。

現在でも、法務省にはいろいろな国から法整備支援の要請が来ているようです。インドネシア、ミャンマー、モンゴル、ウズベキスタンなどからも話がきています。とりわけ社会主義体制から自由主義体制に変わった国にとって日本は手本とすべき国のようです。

**反町** 日本はそういう歴史的意味合いでも、これらの国々に法案作成というサービス輸出を積極的に行うべきですね。日本は大陸法系も英米法系も理解でき、人材も豊富です。ODAをはじめ予算もある。体制変換の今こそとんとんこのような文化貢献をやるべきでしょう。

## 日本語の法律は参入障壁

**竹下** 国際化時代の司法という点から言うと、今一つ、先進国に対しても日本の、とりわけ新しい立法についての情報を提供することは重要なポイントです。先進国は今、共通の問題を抱えており、どの国が一体どういう解決方法をとったのかということについて、お互いに関心を持っています。

特に私が直接関係しているところでは、平成8年から倒産法の改正にかかわっていますが、その間に4本の新しい法律をつくりました。民事再生法に、個人を相手にする民事再生手続、国際倒産法、会社更生法、そして今、破産法をやっているところですが、諸外国から非常に高い関心が寄せられています。

日本は一体どのような法律をつくったのか。韓国や中国はもちろんのこと、ア



アメリカやフランス、ドイツといった国も、非常に関心を持っている。是非とも英語に翻訳して、日本からも発信していかなくてはならないと思います。

**反町** 日本は自国の法案すら英文化しません。せめて英語にしないと、外国人には分かりません。最大の貿易障壁です。私は十年以上前から主張しているのですが、内閣府に法律翻訳課を設置し、いくらもかからないことですので法律のすべてを英訳するべきです。

特に、今、先生がご専門でやっていらっしゃる再生、倒産という法律は、必ず外国人が見るところです。憲法は見なくても、倒産法は見ますから。どんなに外国企業を誘致しても、肝心の法律が英語になってなければだめです。それでは地図のない所を安全に歩けというようなもので、誰も来ません。

**竹下** 外国人が利害関係を持つ法律というのは、自ずと限られてきますから、そういうものを優先的に英訳して欲しいですね。独占禁止法や証券取引法など、ビジネスに必要な法はほぼ決まっていますから。

**反町** それと新しい法律は公布と同時に英語版も公布する。こうしないとハンデです。典型的な参入障壁になります。これはフェアではありません。最近、道路標識などにも英語やハングル、中国語などで書かれているのを見かけるようになりました。それと同じように法律も翻訳を念頭におくべきだと思います。

## 実務と法制度と国民性

**反町** 先生はこれまで法律学者として素晴らしい業績を築かれてきたわけですが、先生が心がけていらっしゃる研究のスタンスというのはどのようなものでしょうか。

**竹下** 私は民事訴訟法という社会と結

び付きの強い分野を専門としてきたこと、そして経歴的にも司法試験を受けて司法修習まで行っていることもあって、比較の実務を意識しながら研究するというのが、私の基本的なスタンスでした。

しかも、実務が望ましい方向に進むように理論的に後押しする、そのようなかたちで研究を進めてきたと、客観的には言えるのではないかと思います。

**反町** 先生の御年代では司法研修所を経験して、実務の観点を失わずに研究をされた方は少ないですね。ところで、いわゆる訴訟物論争で先生の学説は、新訴訟物論に立たれるのでしょうか。

**竹下** 最近はまだ訴訟物論ということを行わなくなりましたが、強いて分ければ新訴訟物論の方に属します。新訴訟物論の本来のねらいは、社会的に見て、一つの紛争は、一回の訴訟で判決を下さなければ権利者の救済にならないのではないかと、というところにあるわけで、ドイツでは完全にそういう考え方で、実務も理論も統一されています。

日本の場合、実務上は正面から新訴訟物論というようなことは言いませんが、実際にはかなり影響が出ています。表面上は旧訴訟物論で構成しても、内容的には、例えば二つの権利を同じもととして一回の判決で判断するというかたちにもなっていますし、判例でも折衷的なものも出ています。

**反町** 和解は、例えば典型的な新訴訟物理論ですね。和解争いも何もかも含めて一発で解決して、控訴する人もいないわけですから。それに対して判決はオール・オア・ナッシングですが、世の中でオール・オア・ナッシングということは、ほとんどない。だから判決にも四分六の判決とかがあればよいのですが、そういう判決は制度的にはない。そこで、和解という考えを入れて、紛争を最小限にするというのは現代的な説得力のある考え

方ですね。

**竹下** もう少し広げて考えますと、最近ではADRという裁判外の調停まで含めた紛争処理の考え方もありますね。こうした解決方法のメリットは、当事者が自分の意思で争いを解決するわけですから、先々の見通しがよいこと。それから取引関係とか人間関係を、紛争解決後も維持できるということです。日本の場合は、判決で人間関係が断絶してしまいますからね。

**反町** これは日本のお国柄でしょうが、裁判をやると勝っても負けても、結局、裁判をやる前よりも当事者同士の関係が悪くなります。その点和解やADRですと、前の信頼関係の延長線上に事が進みます。ビジネスではこれが大事です。要するに、将来を見越して紛争を問い直すこと、お互いに譲歩するというか、そこを起点にお互いにもう一度生産的に見直すということです。判決ですと、せっかく今まで築き上げてきた当事者の関係を捨てることになってしまいます。これがアメリカでは、そうはならない。負けた、勝ったという過去は水に流して、またがんばりましょうと握手をする、そういう民族ですから。その点日本の場合はいつまでも根に持つ、こだわることも多いので、なかなか難しいです。

**竹下** しかし、和解とか調停が、そのような建設的な機能を発揮するためには、他方で、消費者という弱者と大企業が対立するとか、判決で行動の予測可能性を確立する必要があるとか、いわゆる判決に適した案件では、きっちり判決で権利を守っていくという前提がなければいけませんね。

## 成熟した法律家を目指せ

**反町** 先生は、学校行政や学生教育の責任者として、今後どのような視点に立つ

て運営されていけますか。

**竹下** 法学教育の問題に戻るのですが、まず、日本の大学制度全体の改革を進めていかなければいけないと思います。学部と大学院の機能を分けて、学部教育においては無理に詰め込まない。そうすれば、効率のあがる法学教育ができるのではないか。これからの時代のリーダーになる人は、大学院で教育する。何も全員がリーダーになる必要はないわけですから。

**反町** まさにかつて大学進学率が一桁だったときのようにですね。一桁の学生が大学院で教育を受け研究をするというシステムにしませんと、国の知的財産の適正な配分・人材効率が悪いです。

**竹下** 具体的な数字は知りませんが、どこの国でもそういうものではないでしょうか。リーダーというのは、そんなにたくさん必要なわけではありません。

司法制度改革審議会の議論の過程でも話したのですが、人間として成熟した法律家でないと、やはり国民を納得させる法律判断はできないのではないかと思います。研究者も今までのように大学の中だけで活動するのではなくて、ある程度は実務を学んで、法が現実の社会の中で機能する実態を認識して研究をすることが必要ですね。

**反町** おっしゃる通りです。全く同感です。ところで今、法律を勉強している学生には、どのようなことを期待されますか。

**竹下** 一つは、これから企業が非常に質の高い法律家を求めてくるので、それに応えられる法律家になって欲しい。しかし同時に、個人の尊厳というものが、人間社会の究極の価値ですから、個人の尊厳に畏敬の念を持った、人権感覚に富んだ法律家を目指して欲しいと思います。

新しい制度になって法科大学院を出れば、それで法律家になれるというので

はなく、もっと高い理想を常に頭に入れて、がんばって欲しいですね。人間の寿命も伸びているわけですし、一度は社会に出た人も、長い目で見てもう一度勉強して、社会経験を活かして成熟した法律家を目指すということが必要でしょうね。

**反町** この素晴らしい学長室から駿河台大学のキャンパスを眺めると、本当に落ち着いた、静謐にして優雅な佇まいの雰囲気に包まれています。欧米の歴史的な大学がそうであるように、一人ひとりの学生が、この世の価値に畏敬の念を持って学究する気持ちになる、そんなたたずまいですね。先生の想いは、この大学で学ぶ学生にきつと通ずることと思います。

駿河台大学長 / 一橋大学名誉教授

## 竹下 守夫(たけした もりお)

1932生まれ。1955年東京大学法学部卒業。1957年東京大学大学院社会科学研究所修士課程修了(法学修士) 司法研修所(第11期) 1959年～1972年立教大学法学部専任講師・同助教授、一橋大学助教授を歴任。1963年東京大学大学院社会科学研究所博士課程修了(法学博士)。1965年～1967年アレキサンダー・フォン・フンボルト財団給費研究生として西ドイツ(当時)に留学。1972年～1996年一橋大学教授、1996年一橋大学名誉教授、駿河台大学法学部教授。1997年弁護士登録(第一東京弁護士会)。1999年駿河台大学学長(現職)。前司法制度改革審議会会長代理、法制審議会会長、最高裁判事・家庭規則制定諮問委員会各委員。主な著書に『不動産執行法の研究』(有斐閣・1977)、『民事執行法の論点』(有斐閣・1985)、『民事執行における実態法と手続法』(有斐閣・1990)、『担保権と民事執行・倒産手続』(有斐閣・1990)、『民事訴訟法(新版)』(共著/有斐閣・1996)、『注解 民事保全法』(共編著/1998)、『講座 新民事訴訟法』(編集代表/弘文堂・1998)、『裁判法(第4版)』(共著/有斐閣・1999)、『司法制度改革』(共著/有斐閣・2002)など多数。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

[h-bunka@lec-jp.com](mailto:h-bunka@lec-jp.com)